

(事務連絡)
日銀業第254号
2022年6月21日

代理店引受金融機関本部
代 理 店
歳入代理店引受金融機関本部
歳 入 代 理 店 御中
歳入復代理店引受金融機関本部
歳 入 復 代 理 店
国債代理店引受金融機関本部
国 債 代 理 店

日本銀行業務局

電子交換所での交換決済開始に伴う留意事項のご連絡（代理店取引関係）

今般、一般社団法人全国銀行協会により、手形・小切手の全面的な廃止までの過渡的な対応として、「電子交換所」が設立されました。電子交換所での交換決済は、2022年11月4日より開始される予定です。これに際して、日本銀行として、日本銀行との代理店取引（国庫・国債）に関してご留意いただきたい事項について、下記のとおりご連絡いたします。

—— なお、日本銀行との当座勘定取引や電子交換所への政府小切手の持出し等に関してご留意いただきたい事項については、関係する金融機関の皆さまに「電子交換所での交換決済開始に伴う留意事項のご連絡」（2022年6月21日付日銀業第253号）にてご連絡しております。

記

1. 政府小切手の支払人名欄における代理店の自行店舗名の付記等について（対象先：代理店）

政府小切手については、電子交換所への持出しに当たって、持出銀行が証券イメージファイル名に券面金額および持帰銀行コードを登録する扱いとなっています。持帰銀行が代理店引受金融機関となる場合、持出銀行は、持帰銀行

コードとして支払人名欄における代理店引受金融機関名（〇〇代理店（△△銀行××支店））に紐づく金融機関等コードを登録します。

支払人名欄における自行店舗名付記（「〇〇代理店（△△銀行××支店）」）は従来任意でしたが、電子交換所の加盟店は全国が対象となるため、上記の持出銀行による取扱いを円滑に行う観点から、電子交換所設立後は、必ず自行店舗名を付記してください。

<政府小切手における自行店舗名の付記>

必ず付記してください

AB07890 小切手

●●市 日本銀行 ●●代理店 (●●銀行●●支店)
渡

¥123,000※

上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください

令和 年 月 日
振出地

見本

⑈ 130 1000 6789 ⑈

<証券イメージファイル名の例>

9999 ZZZZ 6789 20220401 ZZZZZZZZ 0000001230000 PC123456789012301 .jpg

持出銀行コード 持出支店コード 持帰銀行コード 持出日 交換希望日 金額 持出銀行で一意のコード

決済対象区分 表・裏等の別

2. 国債元利支払金領収証書・国債元利金受払報告表の取扱い（対象先：国債代理店）

「国債元利支払金領収証書・国債元利金受払報告表」については、現在は、国債代理店において、元利金の支払が発生した際に、手形交換決済の方法により弊行と当該支払金の決済を行うため、原則として手形交換所へ持出すこと

となっています。電子交換所による交換決済開始後は、直接決済の方法により支払金の決済を行うため、日本銀行本支店に直接提出^(注)して頂きますようよろしくお願いいたします。

(注) 提出方法につきましては、「BOJ-Info サブシステム「業務オンライン」による授受に移行する対象書面等のご連絡」(2022年4月27日付日銀業第183号)でお知らせしましたとおり、業務オンラインでの提出となる予定です。

3. 証券イメージによる事務取扱いについて(対象先:代理店)

政府小切手についても、通常の小切手と同様に、電子交換所システム上の証券イメージ(小切手のイメージデータ)を紙面に打ち出すことなく、当該証券イメージそのものを払出証券として事務を行っていただいで構いません。その場合でも、印鑑照合は従来通り実施していただきます。

—— 電子交換所経由分については、証券イメージを払出証券とする場合において、自行サーバーなどに当該イメージを別途保管しない限り、保管台帳への記入を省略可能とします(当該イメージを別途保管する場合や、当該イメージを印刷したものを払出証券とする場合においては、保管台帳への記入が必要です)。

4. 交換対象外証券により歳入金等の納付を受けた場合の取扱い(対象先:代理店、歳入代理店、歳入復代理店)

歳入金等の納付者から、代用納付証券として電子交換所で交換対象外となる証券(国債証券の利札など)が持ち込まれた場合には、日本銀行本店にご連絡ください。

以 上

<本件に関する照会先>

【1.、3. および4. 関連】

日本銀行 業務局 総務課 国庫業務企画グループ
(03-3277-2043)

【2. 関連】

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
(03-3277-2942、2589)